

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 小学生学習支援事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

本事業は、福島区内6小学校の児童に対し学習支援事業を実施することで、基礎学力の向上等、子どもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図ることを目的とする。

本事業は、小学生の学習支援に関し、企画段階から小学生の基礎学力向上という目的に合致した事業内容であることを重要視しているため、民間事業者のノウハウや企画力を活かした高度で専門的な提案を求めたうえで、企画内容で見込まれる効果等を多角的に評価する必要があることから、通常の価格競争による事業者選定になじまないものであるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社トライグループが一定の基準を満たし、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 保健福祉課 子育て教育担当 (電話番号 06-6464-9860)

随意契約理由書

1 案件名称

地域の福祉活動サポート事業及びふくしま暮らし支え合いシステム事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会 会長 矢山 英夫

3 随意契約理由

福島区では、平成 28 年度より「地域の福祉活動サポート事業」として「複雑化・多様化・深刻化」する福祉課題の解決にあたり、地域に精通した人材を配置して相談体制を強化するとともに、各地域との有機的な連携も強化する新たな事業を実施し、地域の福祉力を醸成するなかで、真に住民が主体となる福祉コミュニティづくりの推進に取り組んでいる。

また、平成 25 年度より実施している「ふくしま暮らし支え合いシステム事業」は、高齢者や障がい者への公的サービスの対象とならない軽微なニーズに対して、地域住民の中から有償ボランティアを募り、登録・養成して住民とのマッチングを図っているが、地域コミュニティや見守りにおいて「地域の福祉活動サポート事業」と連携して地域福祉の強化を図っている。

本件は、地域からの支援を基盤に、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであり、その受託者は区全体の状況や福祉課題を的確に把握し、地域とともに課題解決に取り組むことができる支援機能を有する事や、福祉分野における高度・専門的知識やノウハウが求められる。

なお、福島区社会福祉協議会は、社会福祉法 109 条第 2 項で「地域福祉の推進を目的とする団体」に規定され、福島区役所とも「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結するなど、これまで当区の地域住民、地域団体及び社会福祉関係施設等とのネットワークの要として社会資源との連携・協働を行ってきた豊富な経験と実績をもつとともに、当区において蓄積してきた福祉分野での本事業を効果的に実施できる唯一の団体である。

以上のことから、本件については、社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会に業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福島区役所保健福祉課 地域福祉担当（電話 06-6464-9857）

1 案件名称

令和3年度中学生被災地訪問事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社 みちのりトラベル東北

3 随意契約理由

本事業は、区内の3中学校の生徒代表を被災地に訪問させ、見たり聞いたり体験することで参加生徒の防災意識を向上させ、かつ、参加生徒が各中学校や防災行政と連携し、地域での報告会を実施することで防災意識を向上させることを目的とする。本事業の主たる業務の内容である被災地での研修の企画、交通経路の選定等について、民間事業者のノウハウや企画力を活かした高度で専門的な提案を求めたうえで、企画内容で見込まれる効果等を多角的に評価する必要があることから、価格競争による事業者選定になじまないものであるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社みちのりトラベル東北の評価点が一定の基準を満たし、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社みちのりトラベル東北と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 保健福祉課 子育て教育担当 (電話番号 06-6464-9864)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度福島区民まつり企画運營業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

区民まつりは、単なるイベントではなく、区内全域を対象として行うコミュニティ意識を醸成するための事業である。

したがって、福島区地域振興会をはじめとした区内の地域団体等が事業の企画や運営に参画し、各種団体、企業、学生、ボランティアグループなど100を超える参加団体が円滑に連携・協力しながら、実施する必要がある。

区におけるコミュニティづくり推進の中心的団体として24区に設立された財団法人コミュニティ協会は、平成22年8月に合併し、平成25年4月には一般財団法人大阪市コミュニティ協会となり、各区においてコミュニティ事業の実施団体として、あるいは各種市民組織間の連絡調整をはかる団体として重要な役割を担っている。

福島区においても、同協会は、福島区地域振興会をはじめとした区内地域団体を構成団体として、昭和62年に設立されて以降、区内の各種団体の支援・育成・団体間の連携促進や、コミュニティスタッフの育成、また、各団体と協働して各種事業を実施するなど、コミュニティづくりにおいて中心的役割を果たしてきた団体で、このような実績及び能力をもつ団体は他に存在しない。

以上のような理由から、前述の事業目的を達成しつつ、各地域団体等の意見を的確に集約・調整し、本事業を円滑に遂行できるのは、一般財団法人大阪市コミュニティ協会が唯一であり、本件を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所市民協働課（市民協働）

TEL：06-6464-9734

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市福島区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

株式会社パソナ

3 随意契約理由

区役所住民情報業務は区役所窓口の顔であり、現行のサービスの品質を低下させることなく、業務を移行させなくてはならない。そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを評価するとともに、長期継続契約に耐えうる資力・財政体力を有しているかを確認し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定を実施した。

学識経験者等の意見を選定会議において聴取した結果、株式会社パソナの評価点が最も高く、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社パソナと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 窓口サービス課 住民登録担当 (電話番号 06-6464-9962)